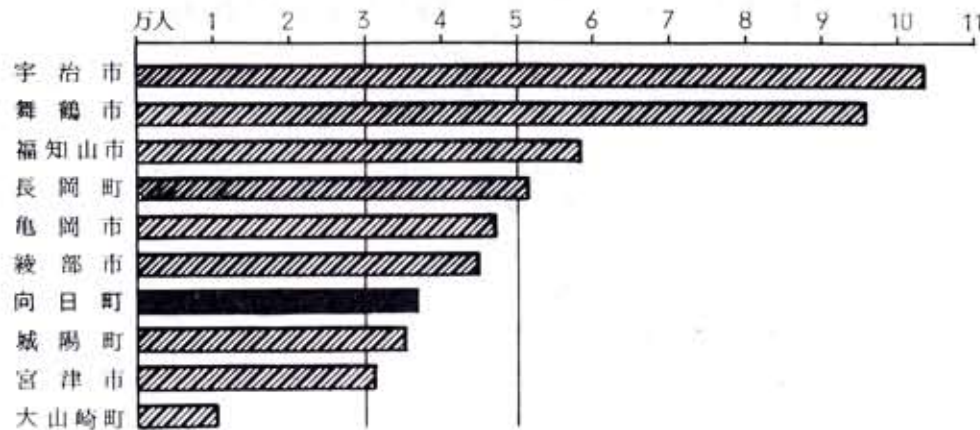
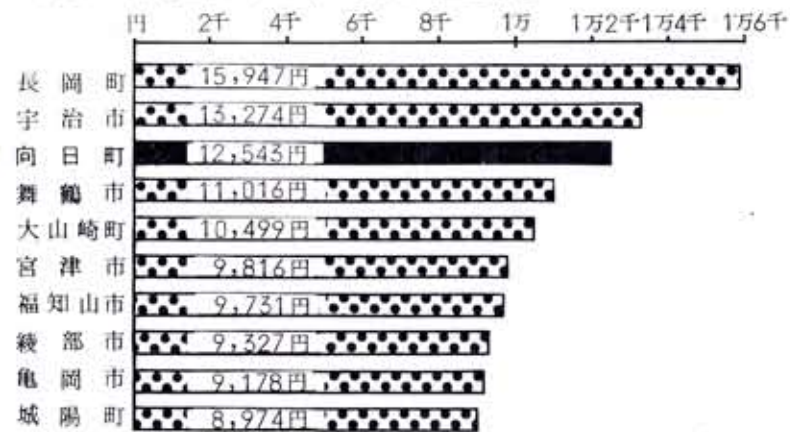


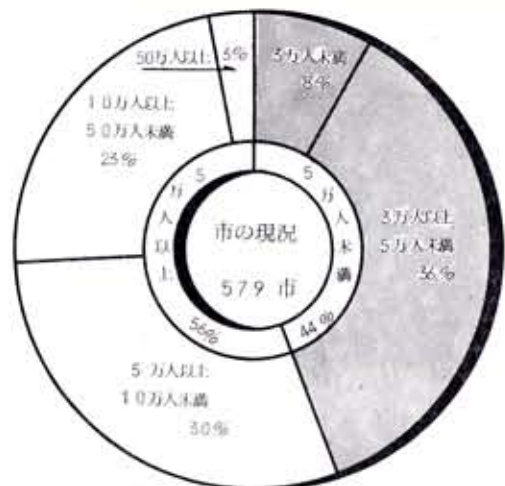
昭和45年国勢調査人口



人口1人当たりの市町税の担税力 (昭和44年度決算)



市町村の規模



人口規模別の市町村数 (全国)

(昭和45年10月1日現在)

人口	団体数	市の構成比
50万人以上	15市	3%
10万人以上50万人未満	135市	23%
5万人以上10万人未満	175市	30%
3万人以上5万人未満	210市	36%
3万人未満	44市	8%
市の計	579市	100%
3万人以上	51町	
3万人未満	2,646町村	
町村の計	2,697町村	
合計	3,276市町村	

町の人口の推移

調査年	人口	備考
明治22年	3,842人	町制施行
大正9年	4,712	国勢調査
14	5,188	〃
昭和5年	5,959	〃
10	6,874	〃
15	8,072	〃
22	9,177	〃
25	9,423	〃
30	10,506	〃
35	12,734	〃
40	20,730	〃
45	36,988	〃
50	47,000	最小直線式推計
55	60,000	〃
60	68,000	〃
65	70,000	〃

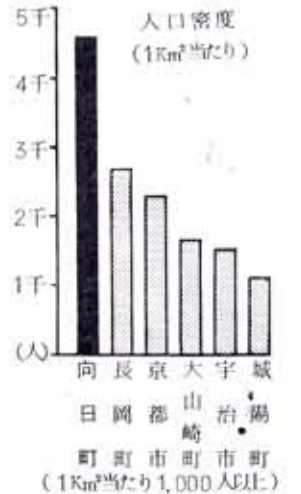
- 市となるための手続きは、次のとおりです。
- 府知事に自治大臣との内協議を依頼。
- 府知事と自治大臣との内協議 (地方自治法および府条例による要件の調査)
- 自治大臣からの内務通知
- 町議会で、町を市とする処分申請を議決。
- 処分申請書を府知事に提出 (三万市制の特例措置では、来年三月十一日までが提出期限)
- 府知事と自治大臣との協議
- 自治大臣からの承認通知
- 府知事が府議会へ処分議案を提案。
- 府議会で議決。

市制への手続き

- 府知事が自治大臣へ届出
- 自治大臣が官報により告示 (告示により効力が発生する。)
- 市誕生

市の人口要件の移り変わり

昭和二十二年の地方自治法において、市の人口要件は三万人以上と規定された。その後、昭和二十九年に人口要件は五万人以上に引き上げられた。しかし、当時盛んに行なわれていた知事の合併計画に基づき、人口要件は三万人以上の特例措置が昭和二十九年九月二十日から昭和四十一年



三月三十一日まで約十一年半続けられ、この間に六十五市が施行された。次に、昭和三十三年四月五日から同年九月三十日までの約半年間、人口要件を三万人以上とする特例措置で、四十七市が施行された。さらに、昭和四十二年三月二十九日から昭和四十二年三月三十一日までの約二年間、人口要件を四万人以上とする特例措置で十二市が施行された。四年度目である今回の特例措置が議決された。

特例措置を適用した市

- 千早川市、我孫子市、東京市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市
- 神奈川県、伊勢原市
- 新潟県、豊栄市
- 石川県、松任市
- 静岡県、裾野市、下田市
- 愛知県、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市
- 三重県、久居市
- 滋賀県、守山市
- 大府市、京南町、四家瀬市
- 岡山県、備前市
- 山口県、新南陽市
- 宮崎県、えびの市

商工業その他の都市的業態に従事する者と同一世帯に属する者 (府条例第7項)

年	第1次産業		都市的業態				総人口
	人口	構成比	第2次産業		第3次産業		
			人口	構成比	人口	構成比	
昭和30年	2,559人	24.4%	2,701人	25.7%	5,246人	49.9%	10,506人
35	2,145	16.8	4,003	31.5	6,586	51.7	12,734
40	2,015	9.7	6,947	33.5	11,768	56.8	20,730
45	1,590	4.3	13,908	37.6	21,490	58.1	36,988

第1次産業—農林水産業
 第2次産業—鉱業、建設業、製造業
 第3次産業—卸小売業、金融・保険・不動産業、運輸通信業、サービス業など

市町村の現況

昭和四十五年十月一日現在のたがひものが百五十四市で、国勢調査の結果から全国の市町村の現況を調べると、市町村の数は、五百七十九市、二千六百九十七町村、合計三千二百七十四市町村ですが、これらの市のうち、人口三万人未満のもの四十四市、人口三万人以上五万人未満のもの十八町あり、未議のもの二十市となっており、関係のグラフ、表を五ページに掲げています。